

市民公開講座

どなたでも参加できます。席数に限りがありますので、お早めにご来場ください。

安心して老後を迎えるために

～知っておきたい成年後見制度～

ゆたかに自分らしい老後を送りたいというのは誰しもの願いです。秋田県は全国一の高齢県であると共に、団塊の世代の高齢化に伴い今後ますます認知症高齢者の増加が予想されます。

リーガルサポート秋田支部では、落語で分かり易く、成年後見制度(権利や財産を守る身近なしくみ)の活用について、市民の方々に知っていただきたいと企画いたしました。

司法書士の神様

成年後見落語

ほか二席



成年後見制度

入場無料

落語で学ぶ

落語家 鈴々舎馬るこさん

プロフィール

1980年(昭和55年)生まれ
山口県防府市出身
2003年 鈴々舎馬風に入門
2006年 二つ目昇進
2010年 第9回さがみはら若手落語家選手権 優勝
2012年 第6回落語一番勝負!若手落語家選手権 優勝
2013年 第25回NHK新人演芸大賞 落語部門 大賞受賞
第6回讀賣杯争奪 二つ目バトル優勝
2014年 第25回北とびあ若手演芸大賞 奨励賞
2016年 NHKラジオ第一「真夏の話術」3分落語トナメント優勝
2017年 真打昇進
2018年 国立花形演芸大賞 銀賞

日時

令和6年11月23日(土)

開場13時00分 開演13時30分 終演15時30分(予定)

会場

あきた芸術劇場ミルハス中ホール
(定員500名) 秋田市千秋明德町2-52 TEL 018-838-5822

落語終了後、成年後見・相続・登記など相談を受け付けます。

◎主催/公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート秋田支部 ◎共催/秋田県司法書士会
後援/秋田県・秋田市・秋田県社会福祉協議会・秋田市社会福祉協議会・秋田魁新報社・NHK秋田放送局・ABS秋田放送・AKT秋田テレビ・AAB秋田朝日放送

お問い合わせ リーガルサポートあきた TEL 018-824-0055 (平日 9時~17時)
秋田市山王六丁目3-4 (司法書士会館内)

秋田県司法書士会



相続に関する ルールが変わりました

相続登記・遺言に関するご相談は **司法書士** へ

法律の改正により相続登記が令和6年4月1日より義務化されました。
まだ登記していない方、これから発生する相続に備えて準備をしておきたい方、
お気軽に **司法書士** へご相談ください。

Q いつまでに相続登記を申請しないとイケないですか？

A 不動産を相続(取得)したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をする必要があります。



Q 法律施行日前に発生した相続についても義務になりますか？

A 施行日前に発生した相続についても義務になります。令和6年4月1日から3年以内に相続登記を申請しなければなりません。



相続登記 ここが 変わりました

Q 相続登記の申請義務に違反したらどうなりますか？

A 正当な理由がないのに相続登記の申請を怠った場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。



Q 期限までに相続登記ができない場合はどうすればいいですか？

A 登記簿上の所有者について相続が開始したことおよび自分が相続人であることを申し出ること、相続登記の申請義務を履行したものとみなされます(相続人申告登記制度)。

ご存知
ですか？

相続登記が義務化
されました

司法書士はあなたの身近な法律問題を解決するお手伝いをします

Q 自筆証書遺言書保管制度とは？

A 自筆証書遺言書保管制度は、遺言書を法務局で保管する制度で、これにより遺言書の紛失やこれを発見した者による破棄、隠匿、改ざん等の危険を防止することができ、また、家庭裁判所における検認の手続も不要となります。

遺言について

Q どんな場合に遺言をしておくとおよいのですか？

A 遺言を活用し得る場面は様々ですが、独身や相続人のいない方、お子さんがいなくて配偶者に兄弟が多い方、相続人が多人数となる場合、相続人の中に行方不明者がいる場合、相続人間の感情的対立が予想される場合、相続人以外の者に財産を渡したい場合などが典型的です。

初回の相談を無料で
ご利用いただけます。

お近くの司法書士事務所を
ご案内いたします。

秋田県司法書士会 相続登記相談センター
相談予約
電話番号  **018-824-0055**